

学校で予防すべき感染症及び出席停止期間の基準

下記の感染症に罹患した場合は、学校保健安全法の規定により出席停止扱いになります。なお、治癒し登校する際には、インフルエンザの場合は『インフルエンザ罹患報告（別紙）』を保護者にて記入、その他の感染症については医師に下記の治癒証明書を記入してもらい、学校へ提出してください。

記

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ熱・重症呼吸器症候群・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルク病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（H5N1を除く） ※インフルエンザは罹患証明書を提出して頂いていません。	発症後、5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳がなくなるまで又5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消失後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症	認めるまで

----- ✂ 切り取り線 ✂ -----
 沖縄県立首里東高等学校長殿

治癒証明書（インフルエンザ以外の感染症用）

生徒氏名 _____ 年 _____ 組 _____ 番 _____

病 名 _____

出席停止期間 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の生徒は疾病が治癒したので、登校してもよいことを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医師または医療機関名

_____ 印

インフルエンザ罹患報告

年 組 生徒氏名

下記の通り、インフルエンザで療養していましたが、発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過し完治しましたので、登校させます。

発症日	平成 年 月 日 ()
診断日	平成 年 月 日 ()
解熱した日	平成 年 月 日 ()
療養期間	平成 年 月 日 () ~ 月 日 ()
備考	

平成 年 月 日

保護者氏名： _____ 印 _____

インフルエンザ罹患がわかる、処方された薬の説明書・検査結果票等のいずれかを添付して下さい。

インフルエンザ出席停止期間早見表

最低基準	発症した後5日を経過	発症日						発症した後5日を経過した後		
		発症日0日目	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目			
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱 解熱後1日目	解熱 解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱 解熱後1日目	解熱 解熱後2日目	発症後5日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱 解熱後1日目	解熱 解熱後2日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱 解熱後1日目	解熱 解熱後2日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱 解熱後1日目	解熱 解熱後2日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

出席停止基準：①発症後5日を経過 ②解熱後2日を経過

上記①と②の基準を満たした後、登校可能です。

①発症後5日を経過とは



②解熱後2日を経過とは

